

第7次南知多町総合計画策定の基本方針

2019年3月

南 知 多 町

目 次

1	総合計画策定方針について	1
2	総合計画策定の背景	1
3	総合計画の問題点	2
4	第7次総合計画に求めるもの	2
5	第7次総合計画の変更点	2
6	第7次総合計画の策定方法	4
	(1) 策定体制	5
	(2) スケジュール	7

1 総合計画策定方針について

本策定方針は、現行の第6次南知多町総合計画（以下「第6次総合計画」という。）に代わる新たな第7次南知多町総合計画（以下「第7次総合計画」という。）の策定にあたって基本的な考え方や策定の手法を示すものです。

2 総合計画策定の背景

南知多町では、1966年に最初の南知多町総合計画を策定して以来、その時代に合わせてまちづくりの基本方針である総合計画を策定してきました。現在は「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念として、2020年度を目標年度とする第6次総合計画による自治体運営が進められています。

地方自治法の一部改正（2011年5月2日公布）により、市町村の基本構想の策定義務付けに関する規定が削除されましたが、総合計画策定に関する根拠条例を新たに整備し、引き続き南知多町のまちづくりの最上位計画として総合計画を位置づけ、第7次総合計画を策定します。

旧地方自治法 第2条第2項抜粋

市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない

※基本構想を策定するか否かは、市町村の判断にゆだねられることとなり、議会の議決の有無を含め、基本構想を策定する際の手続きについても市町村が決めることとなった。

「①策定要件（市町村に基本構想の策定を義務づけること）」

「②手続要件（基本構想の策定は、議会の議決を経ること）」

「③内容要件（基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営に資すること）」

「④実行要件（自治体経営は、基本構想に即して行われるべきこと）」

の4つの規定が廃止されたことになる。

総合計画策定の経緯

1966年策定	}	主要事業予算、年度別計画を国・県に示す色合いが強い
1976年策定		
1983年策定	}	「太陽と海と緑豊かなまちづくり」（基本理念）
1990年策定		
1998年策定		
2010年策定		

3 総合計画の問題点

全国的な傾向

- ・総花的で、施策や事業の優先順位が明確でない。
- ・事業に対して財源の裏付けが明確にされていない。
- ・毎年度の予算への反映など実行性が担保されていない。
- ・進行管理が適切になされておらず機動的な見直しがなされない。
- ・職員や住民に共有されていない。

南知多町の場合

- ・成果指標の設定がPDCA（公開）を意識していない。
- ・成果指標の設定ルールがあいまい。アウトプット型・アウトカム型など混在。
- ・達成困難な成果指標があるためPDCAの公開に前向きでない。
- ・住民意識調査結果を成果指標とした場合、毎年の進捗状況の把握は困難。
- ・総合計画、実施計画、事業評価、予算、決算との連動性が希薄（現在見直し中）。
- ・第6次総合計画策定（2010年）以降に策定された個別計画（30計画以上）との関連性を明確化し整合性を図る必要がある。

4 第7次総合計画に求めるもの

わかりやすい計画であること

- ・施策や事業の優先順位を明確に示す。（戦略的）
- ・個別計画と連動させ、関連を体系図で示す。（合理的）
- ・予算決算事務、事業評価事務と連動させる。（実効的）※アクションプラン

5 第7次総合計画の変更点

策定根拠

旧 旧地方自治法 第2条第2項

新 2019年度中に根拠条例の制定予定（12月議会上程）

計画期間

旧 従来は5～13年間とまちまち、開始年度、最終年度を重複させる場合もあるが、概ね計画期間10年間で5年で見直しを実施。

新 12年間とし、4年毎に見直しを実施する。

計画の構成

旧 現行の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造

- ・基本構想 基本理念と将来イメージ、基本目標、目標指標、土地利用構想、施策大綱。

太陽と海と緑豊かなまちづくり、6つの基本目標（文章）、
将来人口19,000人

- ・基本計画 基本構想で示した目標に到達するための施策の体系を明らかにし

たもの。

6つの分野別計画内に248施策、163主要事業、99目標
4つの重点プロジェクト

- ・実施計画 基本計画で示した施策を進めるための具体的事業の概要と年度別事業費を明らかにしたもの。
H30より事業評価と関連付け実施計画を策定

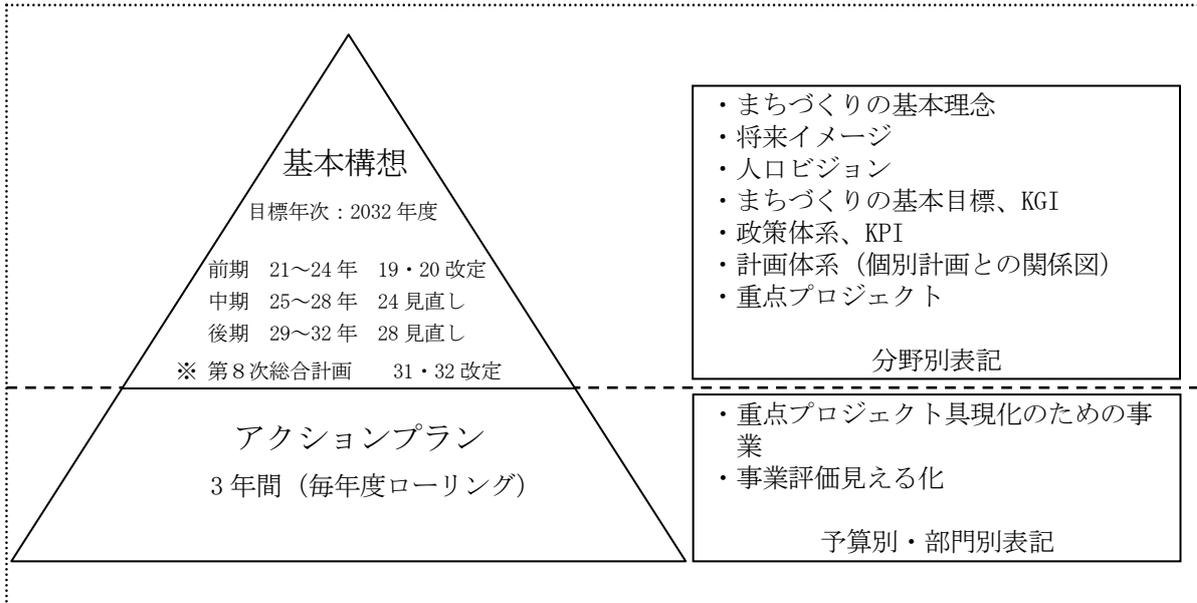
新 これまでの基本構想と基本計画を統合した基本構想と、基本構想で示した施策を推進するためのアクションプランの2層構造

- ・基本構想 4年ごとの見直し（議決 要）
これまでの基本構想と基本計画を統合する。
総合計画の位置づけ（個別計画の関係体系図を掲載）
施策大綱と目標指標を明記する。
優先順位を定め4か年の重点プロジェクトを明記
（重点プロジェクトを地方版総合戦略として位置づける）
- ・アクションプラン 毎年策定（議決 不要）
基本構想で示した重点プロジェクト、目標指標を達成するための関連予算細目（事業）の概要と年度別事業費を示す実行計画として策定する。また、公開にあたっては事業評価と併せて実施（毎年9月 これまでの実施計画と事業評価）

【総合計画の構成（比較）】

第6次総合計画	第7次総合計画（案）
基本構想 （議決 要） 旧地方自治法に基づき策定 ・まちづくりの基本理念 ・将来イメージ ・まちづくりの基本目標（6目標） ・人口指標（人口フレーム） ・土地利用構想 ・政策大綱・方向 基本施策（27節）	基本構想 （議決 要） 根拠条例に基づき策定 ・まちづくりの基本理念 ・将来イメージ ・人口ビジョン ・まちづくりの基本目標、KGI ・政策体系、KPI ・計画体系（個別計画との関係図） ・重点プロジェクト ※期間12年間 4年で見直し
基本計画 （議決 不要） 重点プロジェクト 分野別計画 基本施策（27節）（69大項目） （248施策項目） （163主要事業） （99成果指標） ※期間10年間 5年で見直し	
実施計画 （議決 不要） 3年のローリング 毎年策定 ・施策を具現化するための事業の概要 ・年度別事業費の内訳	アクションプラン （議決 不要） 3年のローリング 毎年策定 ・重点プロジェクトを具現化するための事業の概要 ・年度別事業費の内訳 ・成果指標（アウトプット）の設定 ・事業評価と併せて公開

【総合計画の構成（案）】



【総合計画の期間】

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035											
第6次総合計画			第7次総合計画										第8次総合計画															
後期計画			前期計画				中期計画				後期計画				前期計画													
改定作業			見直				見直				改定作業																	
第6次総合計画実施計画																												
			9期		10期			11期																				
第7次総合計画アクションプラン																												
			0期		1期			2期			3期																	
毎年策定																												
町長任期																												

6 第7次総合計画の策定方法

住民とまちづくりに係わる目標を共有し協働で進める計画とするため、計画の策定においては、幅広く住民参加の機会を確保し、住民とともに策定に取り組む必要がありますが、これからの南知多町に必要な総合計画を庁内で十分に検討したうえ、参画する住民に対して行政の説明責任が果たせる素案作成が最重要と考えます。

(1) 策定体制

・ 庁内体制（総合計画策定会議）

庁内に作業部会（係長級）を活動の中心とした総合計画策定会議を設置し、策定作業を進めます。

総合計画策定会議の構成

幹部会（月末）

部課長会（月初）

作業部会（部課長会開催後）

事務局（企画部企画課）

・ 住民参画

住民と共有し協働する計画の策定を進めるため、多様な手法を活用し住民への情報提供を行い、また幅広く町民からの意見把握に努めます。

① 住民意識調査

② 住民会議等の開催

③ パブリックコメント（意見公募）の実施

④ ホームページや広報紙による町民への情報提供

⑤ 講演会等の開催

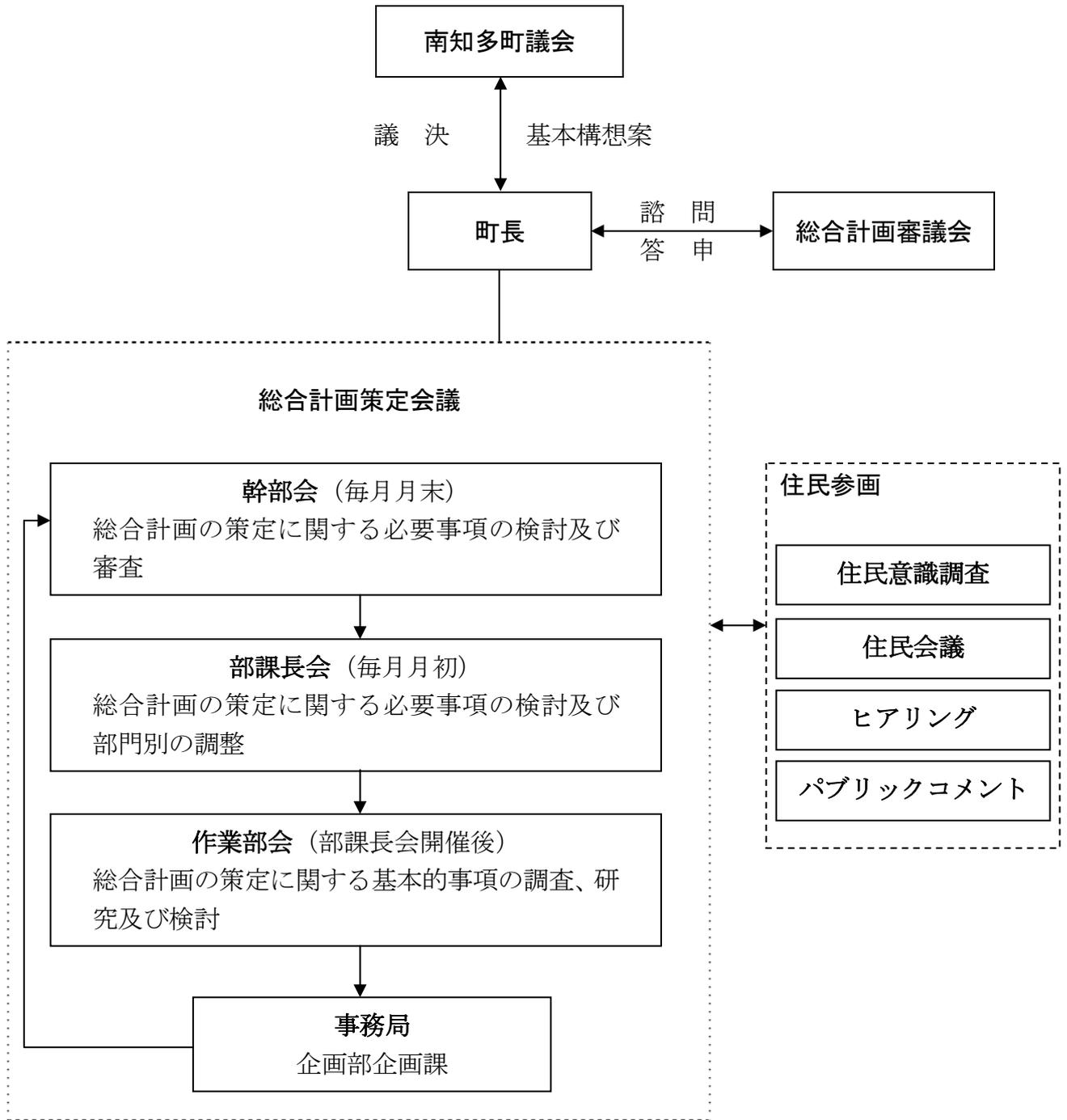
・ 総合計画審議会

南知多町総合計画審議会条例の規定に基づき設置する総合計画審議会に諮問し、調査審議を行います。

・ 議会

根拠条例の規定に基づく議決の他、定例議会（全員協議会・議員勉強会）で進捗状況を報告します。

第7次総合計画策定組織体制図



(2) スケジュール

・策定作業（案）

●プロポーザル	2019.03 下
●策定支援業務契約	2019.04 上
●住民意識調査（第6次評価兼第7次行政案用）	2019.06 上
●策定根拠条例	2019.12 上
●第7次総合計画（行政案）作成	2020.03 下
●プロポーザル	2020.03 下
●策定支援業務契約	2020.04 上
●総合計画審議会諮問	2020.04 中
●住民意識調査（指標用）	2020.05 上
●住民・産業団体会議	2020.05 中
●パブリックコメント	2020.10 上
●総合計画審議会答申	2020.11 中
●第7次総合計画議決	2020.12 上
●第7次総合計画印刷	2021.02 下
●第7次総合計画配布	2021.03 下

・総合計画策定会議 2019.04より原則毎月開催

- ①幹部会 毎月月末（活動実績の報告と予告に対する助言）
- ②部課長会 毎月月初（活動実績の報告と予告に対する助言）
- ③作業部会 毎月部課長会后（諸事の調査・研究・検討）
- ④各課室 随時（諸事の調査）

・議会

- 町議会定例会 (2019.03) から毎回進捗状況報告
(2019.12) 策定根拠条例 議決
(2020.12) 第7次総合計画 議決

・総合計画審議会 (第6次では全4回)

1. 第7次総合計画諮問 (2020.04)
2. 住民会議を受けて (2020.06)
3. パブリックコメント前 (2020.09)
4. 第7次総合計画答申 (2020.11)

・住民参画（住民会議等） (第6次では全10回)

地域団体、子育て世代、学生、産業団体等の参加